

病児・病後児保育利用料の助成について

平成30年4月から、低所得世帯やひとり親家庭等世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、病児・病後児保育利用料の自己負担分の一部を助成します。

1 利用料助成を受けられることができる方

病児保育を利用した日において本市に住所を有し、下記のいずれかに該当する世帯の方です。

- ① 生活保護世帯
- ② 市町村民税非課税世帯（4月から6月は前年度、7月から3月は現年度税額）
- ③ ひとり親家庭等世帯*

* 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給世帯

2 助成金額

1回当たりの助成金額は1,000円です。

また、児童1人につき1か月当たりの助成金額の上限は10,000円です。

3 助成の方法

「償還払い」での助成となります。施設窓口で利用料を支払い後、市役所窓口へ申請してください。

<提出書類>

- (1) 射水市病児保育利用料助成金交付申請書兼請求書
 - (2) 病児保育を利用した際の利用料領収書（原本）
 - (3) 指定口座の通帳の写し
 - (4) - ア 該当年度の市町村民税非課税がわかる書類（市外で課税されている方のみ）
- イ 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給資格証の写し
- ※アは②、イは③に該当する方のみ必要です。

注意事項

- ・「とやまっ子 子育て応援券」との併用はできません。
- ・領収書は必ず下記の事項が記載されたものを提出してください。
「利用日（領収日）」、「領収金額」、「利用者氏名」、「利用対象児童氏名」

4 申請期限・振込日

- ・病児保育を利用した日の属する年度の、翌年度4月末までに申請してください。
- ・審査の結果、対象の方には申請された翌月末までに助成金を指定口座に振り込みます。

【問合せ先】

射水市子育て支援課保育・幼稚園係

TEL 0766-51-6629